

○日野市青少年薬物乱用対策推進本部設置要綱

平成14年5月7日

改正 平成15年7月1日

平成16年3月1日

平成19年2月28日

平成21年4月1日

平成25年7月29日

令和5年8月24日

(設置)

第1条 青少年を薬物乱用の被害から守り、これらの者の健全な育成を図るため、日野市青少年薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 推進本部は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 庁内関係部署との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 学校、警察、保健所、東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会その他関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 薬物に関しての情報提供及び相談業務に関すること。
- (4) その他青少年の薬物乱用防止に関する必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長が当たり、副本部長は健康福祉部担当副市長及び教育長を、本部員は別表に定める職員を充てる。

(職務)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、健康福祉部担

当副市長がその職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受けて推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部は、必要に応じて本部長が招集する。

(関係者の参加)

第6条 推進本部は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

付 則 (平成15年)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則 (平成16年)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年7月29日)

この要綱は、平成25年7月29日から施行し、この要綱による改正後の日野市男女平等行政推進本部設置要綱、日野市地域サポーター制度実施要綱、日野市公正入札調査委員会設置要綱、日野市不当行為等対策要綱、日野市時間外勤務管理委員会設置要綱、日野市男女平等推進協議会設置要綱、日野市公有地先行取得に関する実施要綱、日野市身体障害者市営住宅入居者選考委員会要綱、日

野市財産価格審議会要綱、日野市情報化推進本部設置要綱、日野市都市計画審議会の市民委員選出事務要綱、日野市町名地番整理審議会の市民委員選出事務要綱、市民まちづくり会議の市民委員選出要綱、大規模小売店舗立地法関係調整会議設置要綱、日野市青少年薬物乱用対策推進本部設置要綱、日野市青少年問題協議会の市民委員選出事務要綱、日野市公金管理委員会設置要綱及び日野市立病院運営協議会設置要綱の規定は、平成25年6月4日から適用する。

付 則（令和5年8月24日）

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部長
総務部長
健康福祉部参事
子ども部長
教育部長
教育部参事（教育指導担当参事）
健康課長
学務課長